

近畿北陸整備局 分収造林契約実績 (令和元年度)

分収造林契約地の所在市町村	契約面積 (ha)	選定基準 ※注1	重点化基準 ※注2	B/C ※注3	備考(重点化基準の具体的内容)
石川県輪島市	12	ウ	②	1.84	(農業用水)
福井県小浜市	9	ウ	①②	1.78	(①九頭竜川～京都府境 ②中名田簡易水道)
京都府与謝郡与謝野町	17	ウ	②	1.64	(与謝野町上水道)
京都府綾部市	8	ウ	①	1.88	(由良川)
京都府京丹後市	27	ウ	②	1.51	(農業用水)
兵庫県豊岡市	17	ウ	①	1.70	(円山川)
兵庫県豊岡市	21	ウ	①	1.70	(円山川)
兵庫県多可郡多可町	7	ア	①	2.23	(加古川)
兵庫県美方郡新温泉町	26	ウ	②	1.90	(浜坂上水道)
奈良県五條市	18	ア	①	1.76	(熊野川)
和歌山県田辺市	7	ア	②	2.19	(鮎川簡易水道)
和歌山県田辺市	10	ア	②	2.18	(上野簡易水道)
和歌山県田辺市	6	ア	②	2.19	(合川ダム)
和歌山県東牟婁郡北山村	4	イ	①②	2.08	(①熊野川 ②七色ダム)
和歌山県田辺市	13	イ	①②	2.15	(①熊野川 ②下湯川飲料水供給施設)
和歌山県田辺市	22	ア	②	2.19	(高原簡易水道施設)
和歌山県東牟婁郡古座川町	10	ア	②	2.69	(七川ダム)

注1 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地      イ：散生地      ウ：粗悪林相地

注2 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注3 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業も採択基準は、 $B/C \geq 1.00$ 。